議題資料

和歌山県地域防災計画
令和6年度修正（案）について

令和６年11月25日（月）

和 歌 山 県 防 災 会 議

主な計画の修正項目・趣旨

① 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 国 県

- 在宅避難者や車中泊避難者に対する拠点の設置や被災者支援に係る情報の提供
- 官民が協働した避難者等への円滑な支援の実施

② 受援体制の整備・強化 国 県

- 国や他自治体等からの応援職員の受入れのための体制整備
- 応援職員等の宿泊場所として提供可能な施設の確保・調整

③ 良好な避難所環境への配慮 国 県

- 避難所の施設や設備整備等について、市町村と連携した環境の改善
- トイレカー、キッチンコンテナを活用した普及・啓発

④ 災害に備えた道路ネットワークの構築 県

- 高速道路の整備・緊急輸送道路のダブルネットワーク化
- 緊急輸送道路等の防災・減災対策の推進

国 国防災基本計画を踏まえた修正

県 県能登検証を踏まえた修正

① 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

背　景

○ 平成25年の災害対策基本法改正では、「避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮」が努力義務として規定され、避難所以外の場所に滞在する被災者についても生活環境の整備を図るべきことが位置付けられた

○ 能登半島地震では、発災後も自宅に残る在宅避難や車中泊避難など、避難所以外で避難生活を送る避難者が多数発生

○ 内閣府では、自治体による適切な支援の取組のため、令和６年６月に「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を策定

在宅避難者等への物資配布等の様子

出典：「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」（内閣府）

課　題

○ 在宅避難者や車中泊避難者についても、避難所の避難者と同様に必要な支援を受けられるよう、地域の実情等に応じた支援内容について平時からの検討が必要

○ 発災直後の混乱状況の中では、各種の情報は避難所を中心として伝達されることが予想され、在宅避難者や車中泊避難者の詳細把握・情報伝達を行う体制の構築が必要

今後の取組

○ 災害時に在宅避難者や車中泊避難者の自助・共助の取組が進むよう、平時から地域住民への啓発を実施

○ 国の実証結果を踏まえて、SNS等を活用した被災情報登録システムや被災者データベースの導入を検討

○ 官民が協働して避難者等への円滑な支援を実施するための協定の締結

→基本計画編、地震・津波災害対策計画編 『罹災者救助保護計画（避難計画）』に記載（基本計画編 P253,254　地震・津波災害対策編 P221 ）

② 受援体制の整備・強化

背　景

○ 能登半島地震では、多くの建物やインフラが被害を受け、被災市町で**応援職員の拠点となる宿泊施設が不足**

○ また、半島地域という地理的条件下で道路が大きく損害し、比較的被害が小さな地域から奥能登までの移動が困難となった

応援職員の活動拠点の確保が課題に

○ 和歌山県は、対口支援方式（カウンターパート方式）により、石川県能登町へ職員を派遣し、避難所運営支援や建物被害認定調査などの被災地支援活動を実施

○ 発災直後は、応援職員の宿泊場所の確保が困難であり、役場庁舎の廊下等で仮眠をとりながら支援にあたるなど**過酷な環境下での活動を余儀なくされた**

○ その後、学校施設やキャンピングカー等にて応援職員の宿泊場所を確保

本県の状況

○ 南海トラフ地震では、能登半島地震と比較してもより広範な被害を受けることで、発災直後から多くの自治体職員から人的支援を受ける必要があると想定される

○ 和歌山県は、能登半島と同様に半島地域という地理的脆弱性を抱えることから、応援職員の宿泊場所から活動拠点への円滑な移動に支障を来す恐れがある

○ 「和歌山県広域受援計画」「和歌山県市町村受援計画作成モデル」を策定し、県として応援職員等の受入れ方法を定めるとともに、市町村での受援計画の作成を推進

今後の取組

○ 応援職員の宿泊場所の確保が困難になることを想定し、ホテル・旅館、公共施設の空きスペースや仮設の拠点など、**宿泊場所として活用が可能な施設等のリスト化に向けて検討**

○ 応援職員の宿泊施設の確保のため、受援計画等の見直しを検討

能登での学校施設活用事例

出典：総務省資料

→基本計画編、地震・津波災害対策計画編 『広域防災体制の計画』に記載（基本計画編P387,388　地震・津波災害対策編P353,354 ）

③ 良好な避難所環境への配慮

能登半島地震での実態と課題

○ １次避難所の避難者数は、発災直後の１月２日に最大の40,688人に達し、発災当初は、過密な状態で避難所生活を送ることを余儀なくされた。

○ インフラ・ライフラインの復旧に時間を要し、断水や避難生活が長期化
- ➢ 日常と同程度の**トイレ環境の確保**や、**栄養価のある食事摂取**が課題となった

本県の取組状況

○ 本県では、避難所の運営基準などを定める「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を作成し、市町村の避難所運営マニュアルの策定及び改定が進むよう支援しているところ。

○ 能登半島地震を踏まえて、「避難所環境改善」事業を推進しており、今年度は以下２点について重点的に取組を進めている
- ➢ 避難所環境に関する実態調査
  - 避難所機能の類型的整理
  - 地域社会の状況とニーズの把握
- ➢ 移動型トイレ車両及びキッチン機能を備えた高付加価値コンテナの整備

出典：南あわじ市HP

今後の取組

○ 整備された移動型トイレ車両等に関する有用性の検証・訓練を実施するとともに、県内市町村、県民への周知・啓発、被災地支援での活用

○ 移動型トイレ車両を所有する自治体間の相互応援体制の構築に向け検討

→基本計画編、地震・津波災害対策計画編 『防災知識普及計画』『罹災者救助保護計画（避難計画）』に記載（基本計画編P113,253　地震・津波災害対策編P124,220 ）

災害時の相互応援イメージ

＜広域災害時＞　＜局所災害時＞

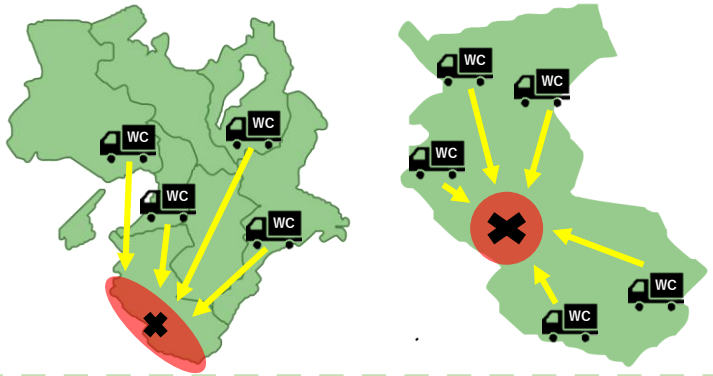

④ 災害に備えた道路ネットワークの構築

能登半島地震での課題

○ 半島地域は、急峻な地形が多く、三方を海に囲まれているという地理的な特徴から、災害が発生した際には速やかな支援が困難になる可能性が高い

○ 能登半島地震では、津波や土砂崩れ、大規模火災により甚大な被害が発生し、幹線道路が至る所で寸断され、沿道の多くの集落が孤立

○ また、陸路の寸断により、救助救援活動の遅れや、復旧・復興活動に必要な物資・資材などの運搬に支障が発生した

令和６年能登半島地震　道路緊急復旧状況（R6.1.8時点）

出典：国土交通省資料

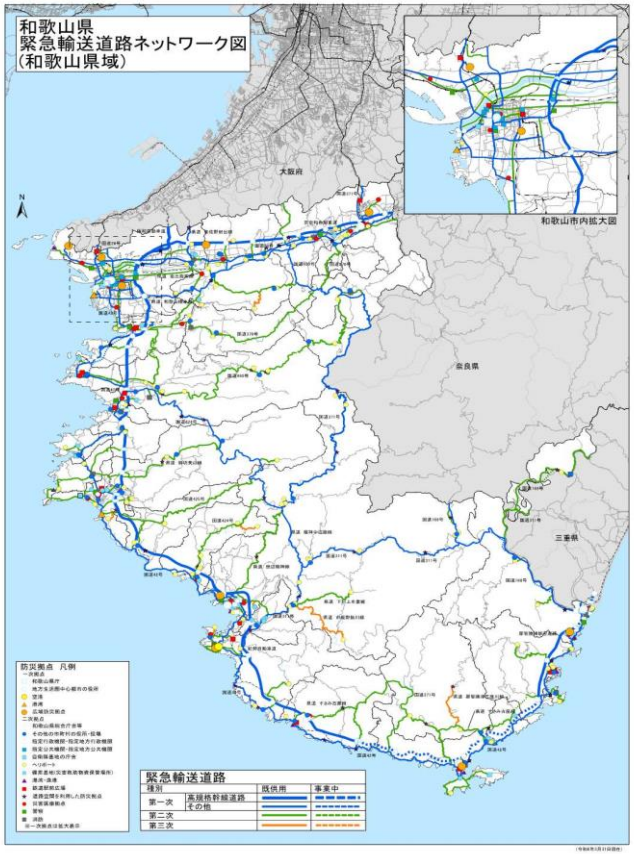

本県の状況

○ 和歌山県は、能登半島と同様に半島地域という特徴を持ち、能登半島地震のような大規模災害が発生すると、緊急輸送道路の輸送機能の確保が困難になることが想定される

○ また、本県は防災拠点と高速ICをつなぐ最短の緊急輸送道路が途絶した場合、代替路となる緊急輸送道路が無い箇所が存在

○ 内陸部に位置する箇所については、長い区間にわたり他路線と接続していないため、道路が寸断した場合は、広域迂回を余儀なくされる

今後の取組

○ 高速道路の整備や緊急輸送道路のダブルネットワーク化の推進

○ 緊急輸送道路の防災・減災対策の推進

→基本計画編、地震・津波災害対策計画編 『道路防災計画』に記載（基本計画編P47　地震・津波災害対策編P67,68 ）